

平成26年度 第2回 埼玉中部広域清掃協議会会議録

平成26年10月22日 開催

埼玉中部広域清掃協議会

平成26年度第2回埼玉中部広域清掃協議会 会議録

○議題

「平成26年度第2回埼玉中部広域清掃協議会次第」のとおり

○開催日時

平成26年10月22日（水）

開会 午後2時46分

閉会 午後3時46分

○出席者（10名）

東松山市 森田光一（東松山市長）

矢島謙司（代理）

桶川市 小野克典（桶川市長）

滑川町 吉田昇（滑川町長）

嵐山町 岩澤勝（嵐山町長）

小川町 松本恒夫（小川町長）

吉見町 新井保美（吉見町長）

ときがわ町 関口定男（ときがわ町長）

東秩父村 足立理助（東秩父村長）

参 与 鈴木健史（川越比企地域振興センター東松山事務所長）

参 与 新村三枝子（東松山環境管理事務所長）

○欠席者（なし）

○職務のため出席した事務局職員

根岸正己 山下雅之 須澤理 梅澤敏志

○議事の記録方法

全文記録

平成26年度第2回埼玉中部広域清掃協議会次第

日 時 平成26年10月22日(水)
午後2時00分から
場 所 吉見町役場3階中集会室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題

【協議事項】

協議第3号 パブリックコメント及びごみ処理基本計画並びに新ごみ処理施設整備構想の修正
(案) について

協議第4号 一部事務組合同規約(案) について

協議第5号 協定(案) について

【報告事項】

報告第4号 ごみ処理広域化講習会及び新ごみ処理施設等整備事業説明会について

- 4 その他

次回協議会開催日

第3回協議会 12月25日(木) 午後2時00分から 吉見町保健センター(予定)

※各市町村議会の日程を確認後、開催を決定します。

- 5 閉 会

1 開 会

○司会 では、第2回埼玉中部広域清掃協議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の須澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料の確認をいたします。3種類ございます。1つ目が、26年度第2回埼玉中部広域清掃協議会次第とホッチキスどめをされているものです。これ1枚めくっていただきまして、全部で32ページございます。これがまず1種類目です。それから、2種類目です。この新ごみ処理施設だよりとカラー印刷されたものが両面印刷でお配りさせていただいております。これが2種類目です。それと3枚目です。これは白黒で両面印刷されています。廃棄物処理建設計画は白紙にという内容のものです。以上、3種類です。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

2 あいさつ

○司会 では、開会に当たりまして、吉見町の新井会長からご挨拶をお願いいたします。

○新井会長 それでは、改めまして、皆さんこんにちは。本日は、平成26年度第2回埼玉中部広域清掃協議会のお願いをしたところでございますが、ご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、ごみ処理基本計画と施設整備構想についてのパブリックコメントの取り扱い、そして一部事務組合設立に向けた規約案の協議等をお願いいたしたいと存じます。組合の設立につきましては、構成市町村の12月定例議会で規約案を議決していただきました後に、12月25日の第3回協議会での法定上の協議を経て、県に設立を申請するというスケジュールを予定しております。また、引き続き協議が必要な事項につきましては、協定を締結した上で協議を進めてまいりたいと考えております。

きょうの会議には報告事項にもございますが、9月16日には協議会と吉見町で新ごみ処理施設だよりを発行いたしまして、構成市町村にごらんいただきますとともに、施設の立地地域であります東第二地区等の住民の皆さんにも配布をいたしました。また、10月10日には建設予定地周辺の皆様を対象とする説明会を開催いたしました。この説明会では、ごみ処理の現状について、特にダイオキシンなどの有害物質とその対策につきまして講師の先生、講師は日本環境衛生センターの技術審議役、速水章一さんをお願いしましたが、この講師から最新の情報を詳細に提供していただきました。これらは、事業に関する情報を正確にきめ細かく丁寧にお伝えしようとするもので、今後も積極的に取り組んでまいります。

埼玉中部広域清掃協議会が目的といたします、市町村が処理責任を負うごみ処理を安全に、そして安定して確実に処理する施設と組織体制を整備することは、将来にわたり住民の皆様の衛生環境を守るために緊急の課題となっている。このことを踏まえまして、規約案あるいは協定案につきまして協議をお願いする次第でございます。委員の皆様の慎重なご審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせ

ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

3 議 題

○司会 それでは、3の議題に入ります。

新井会長、よろしくお願いいたします。

○新井議長 それでは、しばらく私が進行を務めますので、ご協力をお願いいたします。

早速議題に入らせていただきます。

最初に、協議事項、協議第3号 パブリックコメント及びごみ処理基本計画並びに新ごみ処理施設整備構想の修正（案）について議題といたします。

事務局で説明をお願いします。

○事務局 山下と申します。よろしくお願いいたします。済みません。着座にて失礼させていただきたいと思えます。

資料の1ページをお願いいたします。協議第3号 パブリックコメント及びごみ処理基本計画並びに新ごみ処理施設整備構想の修正について、別紙のとおり協議願います。

今回のパブリックコメントは、平成25年度に策定したごみ処理基本計画並びに新ごみ処理施設整備構想につきまして、本年の7月1日から31日までの1カ月間、パブリックコメントを募集したものです。本来であれば、昨年度中にパブリックコメントを実施し、それを反映した形で作成するところなのですが、協議会発足の初年度であったため、事務に取りかかるのに時間がかかったこと、計画も構想も25年度中に策定する必要があったことから、パブリックコメントを平成26年度に行うこととして作業を急いだものでございます。

2ページをお願いします。協議第3号別紙1をお願いいたします。まず、ごみ処理基本計画につきましては、意見書提出者が9名、内訳は東松山市4名、桶川市2名、小川町1名、吉見町2名で、寄せられた意見の数は25件でした。うち計画に盛り込むこととした意見が1件、既に盛り込んでいる意見が4件、盛り込むことが困難な意見が10件、清掃協議会への意見が8件、計画と直接関係ない意見が2件でした。時間の関係で詳細な説明は省略させていただきますけれども、ここでは計画並びに構想に盛り込むこととした意見について説明をしたいと思います。

計画に盛り込むこととした意見は、4ページをお願いします。4ページの左側の番号、ナンバー19でございます。こちらの意見につきましては、浸水対策を考慮すべきであるというご意見で、計画に災害に強い施設とする旨、追記することとしました。

次に、5ページの協議第3号別紙2をお願いいたします。新ごみ処理施設整備構想についてですが、意見書提出者は11名、内訳は東松山市3名、桶川市4名、嵐山町1名、吉見町3名で、寄せられた意見は43件でした。うち構想に盛り込むこととした意見が2件、既に盛り込まれている意見が15件、盛

り込むことが困難な意見が16件、清掃協議会への意見が8件、構想と直接関係のない意見が2件でした。

構想に盛り込むこととした意見が、まず5ページのナンバー7の見学コースを設けられたいというご意見で、構想に環境学習に資する施設とするの一文を追記することとしました。

次に、7ページをお願いします。7ページのナンバー29の浸水対策を考慮すべきであるというご意見で、構想に浸水対策について十分考慮し、災害対策拠点となる施設としますの一文を追記することとしました。

以上のように、今回パブコメを実施した結果、ごみ処理基本計画及び新ごみ処理施設整備構想に修正を加えることをお願いしたいと思います。

なお、これにあわせて、これは私のチェックミスで大変申しわけありませんが、何か所か修正をしたい箇所があります。申しわけございません。9ページの協議第3号資料1をお願いします。これは、10ページ以降、ページが2段書きになっていますけれども、下段がこの資料の通し番号で、上段が実際の計画のページ数となっています。まず、ごみ処理基本計画でございますけれども、資料の10ページの計画の位置づけでございます。この冒頭に、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画でありという一文がありますけれども、この第6条第1項は、市町村は一般廃棄物処理基本計画を定めなければならないという規定で、清掃協議会は市町村ではございませんので、この一文は誤解を生じるおそれがあるため、削除をしたいと思います。また、文末の年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画等の上位計画となるという一文も削除をするものです。

続いて、11ページの2)、ごみ処理量の実績の①、ごみ焼却量の本文2行目の6万833トンという数字を6万494トンに訂正をしたいと思います。これは私の単純なミスでございます。申しわけございません。これに伴い、次の括弧内の8.9%も9.4%に訂正となります。加えて、図3の5、ごみ焼却量の推移のグラフのH24の数値も6万494に訂正をしたいと思います。

また、12ページをお願いします。12ページの表3の17、下の表です。市町村別のごみ処理経費の推移の中で、平成22年度のその他の欄につきまして、全ての市町村の数値が間違っていました。その原因は、その上の欄の処理及び維持管理費の数値に、本来のその他の数値を加算した数値を記載してしまったものです。つまり処理及び維持管理費の数値をダブルカウントしてしまったものです。例えば桶川市の例でご説明しますと、その他の欄に9,893を記載すればよかったものを、処理及び維持管理費の数値87万86に9,893を加算した87万9,979を記載してしまったものです。ほかの市町村も同様です。その結果、合計であるごみ処理経費の数値も誤りとなったものです。また、これに伴いまして、上の表、表3の16、構成市町村全体のごみ処理経費の推移の平成22年度のその他、ごみ処理経費、組合分担金除く、1人当たり経費の数値についても修正をさせていただくものです。また、表3の16の数値の修正によりまして、本文も修正する必要性が生じ、赤字のように訂正をしようとするものです。

次に、13ページでございます。13ページの4の8、その他のごみの処理に関し必要な事項の(2)、災害対策に、パブリックコメントに基づき、災害に強い施設としますの一文を加えるものです。

続きまして、14ページの協議第3号資料2をお願いいたします。新ごみ処理施設整備構想でございますが、15ページの(2)、施設整備の基本理念の①に、パブリックコメントに基づき、浸水対策について十分考慮し、災害対策拠点となる施設とするの一文を加えるものです。

また、同じく(4)、施設の整備方針の①に、環境学習の資する施設とするの一文を加えるものです。

なお、これらの部分につきましては、昨年度、平成25年度に協議会にて決定をした基本理念の部分ですので、それも含めて検討をお願いしたいと思います。

次に、16ページをお願いします。表10の近隣施設における計画値の中で、川口市のダイオキシン類の値が0.1とあるのは、0.05に訂正をしたいと思います。これも単純なミスでございます。

修正箇所は以上でございます。私のミスでご迷惑をおかけいたしまして、大変申しわけございませんでした。

なお、パブリックコメントについては、本日の協議会でご承認をいただいた後に、構成8市町村のホームページにて公表したいと考えております。

以上でございます。

○新井議長 パブリックコメントについては、建設検討委員会には出ている。

○事務局 かけております。幹事会にもかけています。

○新井議長 それから、調整会議にも出ていますね。

○事務局 調整会議は、建設検討委員会と委員さんが同じですので。

○新井議長 重なっているのか。

という趣旨のものでございます。まず、パブリックコメントについてですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 そういう中で、取り入れられるものについては計画の中に取り込んだというものでございます。

次に、ごみ処理基本計画、それからごみ処理施設整備構想の修正をいたしました。これは、パブリックコメントから受け入れられるものについてはそれに基づくこと、それから単純なミスについては数値等を変更したこと、そういう修正でございます。ご意見等ございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、修正案については、この案のとおり修正をするということで決定しました。

続きまして、協議第4号 一部事務組合规約(案)についてを議題といたします。

事務局で説明をお願いします。

○事務局 事務局の根岸です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付をいたしました17ページになります。協議第4号 一部事務組合規約（案）についてご説明いたします。済みません。座らせていただいて、説明いたします。

構成団体で組織する一部事務組合の規約案について、別紙のとおり協議願いますというものでございまして、具体的に恐れ入ります、18ページをごらんいただきます。右肩に協議第4号別紙とございます。埼玉中部資源循環組合規約案でございます。

その下に括弧で平成年月日、それから県指令番号等ございますが、この日付と番号につきましては、先ほど会長の挨拶の中でもございましたように、これから県に申請の手続を行いまして、その設立の許可をいただいたときに埼玉県から示されますので、その時点でこちらに入れてまいります。

では、具体的に内容を説明させていただきます。まず、第1章、総則、名称でございます。第1条、この組合は、埼玉中部資源循環組合（以下「組合」という。）というものでございます。これは、昨年3月に策定をいたしました新ごみ処理施設整備構想がございまして、その基本理念の中に、施設は循環型社会に向けた中心的な役割を担う施設と位置づけております。この循環という言葉がこの組合名の中に盛り込みたいということから、埼玉中部資源循環組合という名称とさせていただきたいというものでございます。

(2)は組合の構成団体でございます。第2条、組合は、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村、以下、この中では構成団体と申しますが、をもって組織するというものでございます。

3番が、組合の共同処理する事務でございます。第3条、組合は、可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の建設及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理する。ただし、組合設立の際、現に構成団体及び構成団体の一部が加入する一部組合がそれぞれ設置している施設に関するものを除くということで、組合の事務につきましてはごみの中間処理が中心となって運営されてまいります。したがって、ごみの排出抑制あるいはそれぞれの市町村で取り組んでいただいておりますリサイクルの取り組み、それから収集や運搬、こういった事務につきましては同様に、これまでと同様に引き続き構成市町村の所管事務ということになってございます。ただし以下は現在4つの施設が稼働してございますが、その施設につきましては新しい組合で所管するものではありませんと、そういった内容でございます。

次が、組合の事務所の位置でございます。第4条、組合の事務所は、吉見町内に置くということで、当面は吉見町役場内を想定してございます。

第2章が、組合の議会になります。組合の議会の組織、第5条です。組合の議会の議員、以下「組合議員」といいますが、の定数は、20人とし、構成団体の定数は次のとおりとする。東松山市3人、桶川市3人、滑川町2人、嵐山町2人、小川町3人、吉見町3人、ときがわ町2人、東秩父村2人、

以上20人といたします。

組合議員の選挙でございます。第6条、組合議員は、構成団体の議会において、その議会の議員のうちからそれぞれ選挙する。

2項、前項の選挙が終わったときは、構成団体の議会の議長は、組合の管理者（以下「管理者」という。）にその選挙の結果を通知しなければならないというものでございます。

補欠選挙です。第7条、組合議員に欠員が生じたときは、その欠員となった議員を選出した構成団体の議会において、速やかに補欠選挙を行わなければならないといたします。

2項です。第6条第2項の規定、これは先ほど申し上げました。組合議員の選挙の結果は、管理者に通知をしていただきたいという規定でございますが、この規定は前項の選挙、つまり補欠選挙、これにも準用するというものでございます。

組合議員の任期及び失職、第8条、組合議員の任期は、構成団体の議会の議員の任期による。

2項、組合議員が構成団体の議員でなくなったときは、同時にその職を失うという内容でございます。

議長及び副議長です。第9条、組合議会に議長及び副議長を置く。

2項、議長及び副議長は、組合議員のうちから議会において選挙する。

3項、議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章、組合の執行機関、まず管理者及び副管理者の設置及び選出方法です。第10条、組合に、管理者1人、副管理者7人を置く。

2項、管理者は、構成団体の長の互選により選出する。

3項、副管理者は、管理者の選出された市町村、これを除く構成団体の長をもって充てる。

次が、任期になります。第11条、管理者及び副管理者の任期は、構成団体の長の職にある期間とする。

職務権限、第12条、管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2項、副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序に従い、その職務を代理する。

次が職員です。第13条、組合に会計管理者その他の職員を置く。

2項、職員の定数は、組合の条例で定める。

次が監査委員です。第14条、組合に監査委員2人を置く。

2項、監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3項になります。監査委員任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とし、組合議員のうちから選出された者にあつては、組合議員の任期によるものとする。

第4章になります。経費及び補則です。まず、経費の支弁の方法。第15条、組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合をもって構成団体が次のページ、20ページになります。負担する。これにつきましては、後ほど下の段でご説明申し上げます。

2項になります。前項の規定によりがたい事由が生じたときは、組合議会の議決を経て別に負担割合を定める。

地方自治法の準用です。第16条、この規約に定めのないものについては、地方自治法、これは昭和22年法律第67号中、市に関する規定を準用すると。

附則です。まず、施行期日です。1、この規約は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

次項の規定というのが準備行為になります。組合議員の選出、管理者の互選その他のこの規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができるというふうに定めたものでございます。

先ほど申し上げました第15条、経費の負担割合の別表になります。表をごらんいただきますと、区分、負担区分、負担割合、算出基礎とございます。まず、上の段になりますが、組合設立の日からごみ処理施設の供用開始の日の前日までの経費及び同期間内に借り入れた地方債に係る償還金、これにつきましては負担区分をごらんいただきます。均等割を100分の10、人口割を100分の90、その算出基礎でございますが、人口割の算出基礎は当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数といたします。

区分の下の段をごらんいただきます。ごみ処理施設の供用開始の日以後の経費、主には維持管理に要する経費ということになりますが、負担区分、まず均等割を100分の5、人口割を100分の15、算出基礎は先ほど申し上げたものと同じ扱いとなります。搬入量割を100分の80、算出基礎はごみ処理施設に搬入された前々年度の可燃ごみ及び粗大ごみの実績とするということでございます。

備考をごらんいただきます。(1)です。ごみ処理施設の供用開始の日以後3年間の搬入量の実績については、組合及び構成団体において協議の上、別に定めるものとする。

(2)といたしまして、ごみ処理施設の供用開始の日以後に生じた大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び構成団体において協議の上、別に定めるものとする。

以上が規約の別表第15条関係の内容でございます。

ごらんいただきますと、規約が全て組合の事務を網羅しているわけではございません。そういったことから、21ページ以降、一部事務組合の概要(案)ということで、先ほど申し上げました規約の内容、それから今後課題となるものあるいは条例で定めなければいけないもの、それらを整理したものが22ページ以降、資料としてまとめてございます。何か所か申し上げますと、この後議題にもございますが、22ページをごらんいただきます。22ページの3、共同処理する事務、規約第3条関係という

見出しがございますが、そこには先ほどお話ししたように、組合で広域処理するごみの種類を可燃ごみと粗大ごみとします。それから、組合で共同処理する事務を可燃ごみ処理施設と粗大ごみ処理施設の建設及び管理運営並びにこれに附帯する事務とします。そして、組合が行わない事務、これにつきましては現在使用している処理施設4カ所の内容、この事務については組合は行いませんという内容になっております。

そして、その下の欄をごらんいただきます。協定書に規定しておきたい協議事項ということで掲げてございます。まずは、(1)といたしまして、施設整備構想の中に掲げた周辺関連施設の整備、それから維持管理に関する事項、これにつきましては協定書に盛り込んで、協定を締結した上で引き続き詳細な決定に向けて協議を進めていくというふうにしております。

(2)、組合が建設するごみ処理施設周辺地区内において、吉見町等が新ごみ処理施設等整備事業推進のために行う地域環境整備事業に関する事項。やはりこれにつきましても、建設を予定している地区の皆さんのご意見等もこれから伺いながら、事業のほうを決めてまいりますので、協議事項の中に入れておきたいというものでございます。

それから、当然(3)といたしまして、協定書に定めのない、もしくは疑義が生じた場合、これも協議事項としていきたいというものでございます。

それから、下の段はごみ処理に関する課題といたしましては、先ほど可燃ごみと粗大ごみを広域処理するというふうに申し上げましたが、実際にその可燃ごみ及び粗大ごみの細かい受け入れ基準、これらについてはやはりこれから検討してまいります。

そういった形で、23ページをごらんいただきますと、これから条例で定めなければいけない事項、特に5の議会の組織及び議員の選挙方法、これは規約の5条から9条に掲げた部分でございますが、やはり議会の組織につきましては条例等でこれから定めていく事項が、こういった事項があると思われれます。定例会の回数、内容をどうするか、それから報酬、費用弁償について、それから具体的な議会の運営方法、やはりこれらにつきましてはこれから検討を重ねていく必要があるという事項でございます。

6が組織についてです。それから、24ページをごらんいただきます。24ページの中の中段になりますが、特に職員ということで、現実的には構成団体からの派遣された職員と、それから組合で採用する職員から構成するということになりましたが、今後規約を決定していただいた後は、四角の中、検討が必要な事項といたしまして、具体的な新年度の職員体制をどうするか、それから構成団体の派遣職員の割り当て、派遣期間、ローテーション、協定書の作成、そして職員給与の支払い方法、これらについても早急に検討して、決定していく必要がございます。そういった課題、それから検討が必要な事項を整理させていただきました。

説明の最後になりますが、25ページの7、経費の支弁の方法、規約第15条関係というところをごらんいただきたいと思っております。先ほどの別表の中でお話をさせていただきました。負担区分に均等割、

人口割、搬入量割というのがございました。その基本的な考え方をこちらにまとめてございます。まず、均等割というのは、ごみを広域処理するための経費を8市町村の構成団体に均等に負担する割合を均等割と位置づけます。人口割は、将来にわたって住民の衛生環境を守り、ごみを安全に安定して処理するために、構成団体の人口に応じて負担していただく割合ということになります。そして、搬入量割は文字どおり、構成団体の搬入したごみの量に応じて負担していただく割合ということになります。その下にある負担割合は、先ほどの別表で申し上げたとおりです。

26ページをごらんいただきます。8の附則のところにつきましては、27年4月1日から規約の施行をしたいという部分、それからそのための準備行為を規約の施行前においても行えるように規定させていただきたいという理由をこちらに記載してございます。

9の協定書といたしまして、規約の中に盛り込んでいないものにつきまして引き続き協議が必要と思われる事項について、この協定書を締結するという資料になってございます。

添付いたしました資料をかいつまんで説明をさせていただきます。27ページになります。先ほどの規約の中の別表で、そして資料の25ページの中でも申し上げましたが、経費の支弁の方法の参考としてごらんいただきたいということで資料をこちらに記載をいたしました。上の表ですが、27ページの上の表は、構成市町村のごみ処理の経費をまとめた表でございます。これは、環境省の一般廃棄物処理実態調査というのがございますが、その結果から作成いたしました。この中には、ごみの焼却費用も含めた全てのごみ処理に関する収集、運搬、そういったものも全て含んだ費用を市町村ごとにこちらに掲載いたしました。8市町村合計で、平成23年度の数字でございますが、合計31億3,327万円のごみ処理の経費がかかっているという状況でございます。

下の段になります。これは、参考といたしまして、それぞれの人口1人当たりの組合負担金あるいはそれに相当する額、これを掲載したものでございます。現実的には、市で単独で処理をしている東松山市、それから桶川市ですが、この両市につきましては決算額などを参考にいたしまして、組合負担金に相当する額、これを集計したものでございます。それを平成24年10月1日現在の人口で割って、1人当たりの負担金を算定してみたものでございます。なお、備考の下の行、3行ございますが、小川地区衛生組合につきましてはじんかい処理費の中から可燃ごみ及び粗大ごみの処理経費相当分、これを計算しまして、括弧内に記載してございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

28ページになります。規約の中で説明をさせていただきました構成団体の負担金を実際に試算すると幾らくらいになるかといった試算の結果を表にまとめたものでございます。上の表が規約案に基づきまして建設に関する費用は均等割を10%、人口割を90%、そして平成33年以降の維持管理費に係る分につきましては均等割を5%、人口割を15%、そして搬入量割を80%として計算した表ということになります。それぞれ東松山市から始まりまして、東秩父村まで構成市町村ごとの数字を計算してございます。建設費は、30年間で合計、これはあくまでも概算、現在の施設整備構想をもとに計算した数字ですが、30年間で112億6,200万円、そして維持管理費につきましては、欄外にもございますが、

それぞれの市町村あるいはそれぞれの施設によって大きな差がありまして、なかなか一般的な維持管理費というのをはじくことは難しい。そういったことから、参考資料というところにもございますが、環境省が出しているデータをもとに、仮に年間8億とするとどれくらいの負担が市町村にしていたかというところで、8億円掛ける、これから今後30年間使用したらということで、合計約240億円、これを計算の基礎とさせていただきました。あとはごらんいただきますと、建設費、維持管理費、合計した30年間の費用、そしてそれぞれの年ごとの建設費、さらには年ごとの維持管理費、そして人口1人当たりの単価を計算したものを掲載してございます。

1点、中段になりますが、建設費の内訳といたしましては、先ほど112億6,200万ということでお話を申し上げましたが、その内訳です。3つに分かれます。まず最初に、一般財源の分です。これはもちろん焼却施設と粗大ごみ処理施設のものでございます。これが交付金、補助金、そういったものに頼らず、それぞれの構成市町村が持ち出して税金を一番大きな財源といたしますが、一般財源を負担していただく額ということで12億8,570万、これが建設費の内訳のまず1番目になります。2番目が、事業によってはその率は変わってきますが、起債を起こすことができます。その起債の償還金の分のうち元金分ということになります。その下がその利子分ということで、これは仮に15年間で返却したらという場合を想定してはじいた数字です。合計いたしますと、上の表の建設費30年間の金額と一致しているということになります。構成市町村の数字、それぞれの負担がどれくらいになるかということの後ほど参考にしていただきたいと思いますと思って、こちらに載せておきました。

最後になりますが、29ページには年度ごと、小さい文字で申しわけありませんが、それぞれの年度ごとに、構成市町村ごとにどれくらいの負担が見込まれるかという結果をこちらに、表にまとめさせていただいてございます。上の段が建設費に係る分、そして下の段が維持管理費に係る分ということで、この表をごらんいただければと思います。欄外にもございますが、供用開始は平成33年度、オリンピックが平成32年度、西暦で2020年度でありますから、オリンピックの年までに建設を完了して、試験運転を終えて、平成33年度から供用開始をするという想定のもとにはじいた試算の結果ということでごらんいただければと思います。なお、欄外には、この試算に当たっての注意していただきたい事項、前提条件等書いておきましたので、後ほどご参照いただければと考えております。

以上で協議の第4号、規約案の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○新井議長 それでは、一遍に協議説明をいたしましたけれども、一部事務組合の規約案、それから規約案に基づいて具体的な内容、それから規約に基づいてこの負担割合で負担していただいたときに、どういう負担が発生するか。その辺について説明を申し上げました。それぞれご質問あるいはご意見がございましたらどうぞよろしくお願いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 また、この規約に盛り込めない分については、この後でまたご説明を申し上げますが、協定書で協定を結びたいというふうなことでございます。

それでは、特にご質問がなければ、これでこの案のとおり決定することよろしいでしょうか。

○矢島委員 東松山市でございます。本来であれば森田市長が協議会のメンバーでございますので、こちらの場で協議に参加しなければいけないのですが、公務のためどうしても抜けられないということで、副市長の私が参りました。ただいま事務局から詳細な内訳の説明等頂戴しました。基本的に東松山市といたしましても、この8団体で広域化をしていこうという方向で積極的に参加していきたいという意向で、森田市長も進めていくようにということで命を受けております。

ただいまいろいろな考え方で具体的な部分を頂戴しましたので、私、早急に市長のほうに報告した上で、最終的な結論はお返ししたいと考えております。したがって、この場では保留というふうな形で、大変申しわけございません。副市長というふうな立場でございますので、保留ということで。ただ基本的には前向きの方でということで考えさせていただきたいと存じますので、どうぞご理解賜りますよう。

○新井議長 森田市長さんがどうしても公務のためにきょう来られないということで、副市長さんにおいでいただいておりますけれども、持ち帰っていただいて、すぐ検討いただけるということで、ほかの市町村についてはよろしいでしょうか。

〔「結構です」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、全体の決定は東松山の返答を待ってということになります。そうすれば、また特にお伝えをしなければ、このとおりに決定をさせていただいたということよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

※平成26年10月24日東松山市から了承する旨の連絡あり。

○新井議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、この規約に盛り込めない分の協定案について、協議第5号になります。こちらについて、事務局、お願いします。

○事務局 事務局の梅澤です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

30ページをお願いいたします。協議第5号 協定案について、協定案について別紙のとおり協議願います。

1枚めくっていただきまして、31ページをお願いいたします。東松山市・桶川市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村ごみ処理広域化に関する協定書（案）を作成させていただきました。まず、こちらの協定書の位置づけでございますが、特別に法律上の義務があつて作成をするというものではございません。組合運営をしていくに当たりまして、疑義が生じないようにするため、これから協議することを中心に規定をする、そういった目的のものでございます。

本文のほうを読ませていただきたいと思います。東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村（以下「構成団体」という。）はごみ処理広域化の推進に関する主な事項について、次のとおり協定を締結する。

3条立てになっております。第1条でございます。一部事務組合の設置。構成団体は、ごみの広域処理のため新たに一部事務組合を設置する。広域処理の方法としまして組合を選択するということを規定するものでございます。

続きまして、協議事項の第2条でございます。これは先ほど規約のところでは局長のほうから説明もさせていただいたことと重なるわけですが、協議事項をこちらに記載させていただいております。第2条、組合及び構成団体は、次に掲げる事項を協議する。

第1号、新ごみ処理施設整備構想（平成26年3月埼玉中部広域清掃協議会策定）に掲げる周辺関連施設の整備及び維持管理に関する事項。

第2号、組合が建設するごみ処理施設周辺地区内において、吉見町等が新ごみ処理施設等整備事業推進のために行う地域環境整備事業に関する事項。こちらについては、道路の整備などを想定しているところでございます。

第2項でございますが、前項の協議により組合規約の変更が必要となる場合は、組合規約を変更する手続きを行うものとするということで、組合規約の変更の手続きについて規定をしているものでございます。基本的には、規約が基本的な事項をまとめているものということになるわけなのですが、それに当たりましてこういった課題が残っておりますので、こういった協議事項を明確にしておいて、今後組合運営において協議をしていきたいということを規定するものでございます。

最後に、3条、その他でございます。本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、組合及び構成団体で協議の上、決定するものとする規定させていただいております。なお、こちらにつきましては、各構成団体の議会のほうで規約のほうの議決をいただきました後に協定書を提携するという段取りで検討をしているところでございます。

以上でございます。ご協議よろしくお願いたします。

○新井議長 それでは、協定の内容について説明がありました。

このことについてご質問あるいはご意見がございましたらどうぞお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 これで想定されるものは全て触れるだろうということですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 ありがとうございます。

これについても東松山市さんの、またお答えを待って、決定をしていくということにさせていただきます。

※平成26年10月24日東松山市から了承する旨の連絡あり。

それでは、ご協議をいただく中身につきましては以上でございます。

続いて、報告に移らせていただきます。

報告第4号 ごみ処理広域化講習会及び新ごみ処理施設等整備事業説明会についてお願いします。

○事務局 では、報告につきましては、私根岸のほうから説明をさせていただきます。済みません。座らせていただいて。

まず、ここの報告の最初にもございますように、8月20日の日ですが、午前10時から2時間ほど吉見町役場の3階におきまして、ごみ処理広域化講習会、これを開催いたしました。ご案内を申し上げたのが、協議会の委員の方々、それから建設検討委員会の皆さん、それから建設を進めていくに当たっていろいろお骨折りもいただきます吉見町議会の議員の皆さん、それから……

〔「途中でごめんね。資料はないんだね」と言う人あり〕

○事務局 ありません。済みません。申しわけありません。

構成市町村の担当の皆さんということでご案内を差し上げて、66人の方に参加していただきました。講師には、先ほど会長の中の挨拶にもありましたように、日本環境衛生センター、こちらの技術審議役の速水章一さんという方をお願いしました。速水さんは、長年にわたって東京都の職員として東京都の清掃業務一筋に担当された方で、数々の施設の建設、それから管理運営に豊富な経験を持っていらっしゃるという観点からお話を伺いました。

そのごみ処理広域化講習会の中で参加いただいた方からさまざまな、大変多くのご質問をいただきました。答えられなかったものにつきましては、それぞれの構成市町村の担当者の方を通じて回答のほうを速水さんからいただいて、お渡ししてございます。資料のほうもございますので、また必要に応じて後ほどお話しただければ、お渡しできるかと思えます。

それから、報告の2点目になりますが、皆様のお手元にこういった新ごみ施設だよりというものを配らせていただきました。これを配るに当たりましては、発行は9月16日だったのですが、原稿の段階で構成市町村の皆様にはお配りして、こういったものを配りたいということでお話をさせていただきました。これが印刷したものでございます。この中に表の下の図をごらんいただきたいと思えます。ちょっと埋立地のような俯瞰図なのですが、これがここの注釈にもありますように、東京2020オリンピック、パラリンピック招致委員会、こちらが国際オリンピック委員会に提出した立候補ファイルという厚い冊子があって、私ども日本東京オリンピックこういうふうに進めますよという、そういったファイルがあるのですが、その中に掲載された選手村のコンセプト図です。ごらんいただきますと、この丸の中、赤く囲ってあります、これがごみ処理施設なのです。ここから出た電気、熱、それからさらには堆肥もこの周辺に整備する予定のオリンピックの選手村の植樹帯等に入れるそうです。そんなことを踏まえて、環境に優しい、環境負荷の抑えたオリンピックを取り組んでいくという、そういうアピールポイントとして、この招致委員会が立候補ファイルに載せた図ということで、こういったものも住民の皆さんにも知っていただくということで載せて、配布をさせていただきました。

それから、裏をごらんいただきます。先ほど資料がなくて申しわけなかったのですが、8月20日に開きましたごみ処理広域化講習会につきましては、裏の下の段に開催しましたということで記事を紹介させていただきます。

それから、左の上、「いっしょに考えてみませんか 地域の明日と新しいごみ処理施設」という見出しの部分がございしますが、これが昨年から延べ通算で数えますと、昨年4回、ことしがこれを含めて5回目ということになります。新ごみ処理施設等整備事業の説明会を開催いたしました。開催する前にこのチラシを地域の皆様方に配りながら、ぜひいらっしゃってくださいという案内をさせていただきました。内容ですが、ここにもございますように、10月10日の日に午後6時から、そこの建設予定地の近くでございます町立の東第二小学校、そこの体育館で開催をいたしました。内容ですが、事務局のほうからは新ごみ処理施設等の事業の進捗状況を報告させていただきました。それから、2番目といたしまして講演会を開きました。先ほど申し上げました日本環境衛生センターの速水先生にお願いして、講演を行いました。このときは55人の方の参加をいただいております。

以上で前回の協議会以降に開催をさせていただきました講習会、それから地元の皆さんにご案内を差し上げた上での説明会ということで開催をさせていただきました。なお、このごみ処理施設のファイルにつきましては、節目節目、必要に応じてということで、なるべく住民の皆様にご覧いただく形で通じて情報を提供できればということで、これを活用していきたいというふうに考えております。

以上で報告第4号になりますが、説明させていただきました。

○新井議長 事務局のほうでの報告については以上でございます。

この報告について、何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井議長 それから、これは事務局のほうで用意はしてもらったのだけれども、中身は触れないということだったかな。こういうのがコピーされていると思いますが、廃棄物処理量建設計画は白紙にということで、下の段を見ていただきますと、吉見民報でごみ問題特集号、発行、日本共産党吉見支部というのがあるのですが、これは吉見町内の新聞に折り込み、まぜて、各家庭に届けられたものでございます。これは日曜日だったでしょうか。

○事務局 はい。

○新井議長 でしたね。日曜日の朝刊だったと思うのですけれども、こういうものが配布されました。これについても委員の皆様にはご承知おきをいただきたいと思います。この中には、いろいろ事実と違う部分がありますので、それについては、一部申し入れはしておきました。特にごみ量が2億トンというふうになっているのですけれども、これは単純なミスらしいのですが、私どもが想定している中部広域清掃協議会のごみ量というのは、大体年間6万トンぐらいですから、6万トンをちょっと超えるぐらいなものですから、2億トンというのは全く桁違いなのですね。これはお昼ちょっと前に代表の方が見えて、間違っていて申しわけなかったというふうなお話をいただいておりますので、そのこともあわせてご報告を申し上げます。後ほどごらんになってください。

それでは、報告については以上で、事務局のほうからはよろしいですね。

○事務局 はい。

○新井議長 この際ですが、用意した議題については以上でございますが、委員さんの中から何か、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○新井議長 それでは、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上で協議は終了させていただきます。

○司会 新井会長、どうもありがとうございました。

4 その他

○司会 では、4、その他に移ります。

次回の協議会の開催日なのですが、事前にお配りしましたスケジュールですと、第3回の協議会が1月となっております。申しわけございませんが、変更させていただきまして、12月25日木曜日午後2時から吉見町保健センターで開催を予定したいと思っております。なお、各市町村議会の日程を確認後、改めて開催を決定いたしますので、ご了承いただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

○新井会長 12月25日というのは、日程調整はしていただいたのですか。

○司会 一応したのですが、またここで再度確認をして改めて。

○新井会長 市町村長さんもお忙しいでしょうから。

○吉田委員 もう書いてありますから。

○司会 ありがとうございます。

○新井会長 1月のを取りやめるのですね。1月の分を12月の分に繰り上げるということですね。

○事務局 ただ、1点、司会からありましたように、それぞれの構成市町村の議会の都合もあるかと思って、念のために1月のところもとっておったのですが、大丈夫であれば12月25日にしたいと思います。

5 閉 会

○司会 なければ、5の閉会に移ります。

閉会のご挨拶を桶川市の小野市長からお願いいたします。

○小野委員 大変お疲れさまでした。また、吉見町の町長さんには本当に建設地地元自治体として地元の方にきめ細かな説明、また情報発信等積極的に行っていただきまして、ありがとうございます。

規約案、各市町村、構成市町村で12月定例会議決に向けていよいよ詰めの段階に入ってきたわけでございますので、今後も組合設立に向け、また一日も早い施設建設に向けて、構成8市町村で力を合わせて、また協力し合って進めていきたいというふうに思いますので、皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はご苦労さまでした。

○司会 ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回清掃協議会を終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。